

保存版で分かりやすい！

特別支給の老齢厚生年金 簡単図解

特別支給の老齢厚生年金とは？

特別支給の老齢厚生年金とは？

昭和60年の法律改正に基づき、厚生年金の受給開始年齢が60歳から65歳へと段階的に引き上げられました。

この移行期間中、従来の受給資格を有する方々がスムーズに制度変更に対応できるように設けられたのが「特別支給の老齢厚生年金」です。

特別支給の老齢厚生年金を受け取れる条件

生年月日による制限

- ・ 男性の場合：
 - ・ 昭和36年4月1日以前に生まれていること
- ・ 女性の場合：
 - ・ 昭和41年4月1日以前に生まれていること

年金加入実績

- ・ 老齢基礎年金の受給資格期間（最低10年間）が確保されていること
- ・ 厚生年金保険に1年以上加入していた実績があること

受給開始年齢

- ・ それぞれの生年月日に基づいた受給開始年齢に達していること

特別支給の内訳とは？

POINT

「特別支給の老齢厚生年金」は、受給額が大きく2つの部分で決まっています。

1つは、実際の給与水準や賞与額に応じて変動する「報酬比例部分」、もう1つは、加入期間などに基づく一定の基準額で決まる「定額部分」です。

特別支給の老齢厚生年金の計算方法

報酬比例部分の計算方法

報酬比例部分は、加入していた時期によって算出方法が異なります。具体的には、2003年3月以前の加入期間と2003年4月以降の加入期間で分けて計算する必要があります。

- 2003年3月以前の期間：この期間については、各月の「標準報酬月額」を平均して求め、その合計に0.007125を掛け合わせます。
 - （簡略化すると、計算式は「平均標準報酬月額の合計 × 0.007125」）
- 2003年4月以降の期間：こちらは、各月の「標準報酬月額」と「標準賞与額」を合算し、その総額に0.005481を乗じて計算します。
 - （簡略化すると、計算式は「標準報酬月額と賞与額の合計 × 0.005481」）

この2つの結果を合計した金額が、1年間分の「報酬比例部分」となり、受給見込みの年金額（概算）を示します。なお、各月の「標準報酬月額」は実際の給与に近い額ですが、上限が設けられている点に注意してください。同様に、「標準賞与額」も賞与金額に準じた額が用いられ、上限が存在します。

定額部分の計算方法

定額部分は、厚生年金の加入期間に基づいて計算され、以下のように生年月日によって月ごとの単価が異なります（令和6年4月分からの計算例）。

- 昭和31年4月2日以降生まれの方：1,701円 × 生年月日に応じた係数 × 被保険者期間（月数）
- 昭和31年4月1日以前生まれの方：1,696円 × 生年月日に応じた係数 × 被保険者期間（月数）

生年月日に応じた係数は、「年金額の計算に用いる数値」より確認できます。

なお、被保険者期間として計算される月数には上限があり、例えば特定の生年に応じた期間が決められています。

上限を超える場合は、その上限値での計算となります。また、生年月日が昭和26年4月1日以前の方の場合、40歳（女性や一部職種は35歳）以降の被保険者期間が、一定の年数を満たしていれば、実際の月数が240月未満でも240月分として計算される特例も設けられています。



特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢

男性の支給開始年齢

生年月日	報酬比例部分	定額部分
昭和16年4月1日以前	60歳	60歳
昭和16年4月2日～ 昭和18年4月1日	60歳	61歳
昭和18年4月2日～ 昭和20年4月1日	60歳	62歳
昭和20年4月2日～ 昭和22年4月1日	60歳	63歳
昭和22年4月2日～ 昭和24年4月1日	60歳	64歳
昭和24年4月2日～ 昭和28年4月1日	60歳	—
昭和28年4月2日～ 昭和30年4月1日	61歳	—
昭和30年4月2日～ 昭和32年4月1日	62歳	—
昭和32年4月2日～ 昭和34年4月1日	63歳	—
昭和34年4月2日～ 昭和36年4月1日	64歳	—
昭和36年4月2日以降	—	—

女性の支給開始年齢

生年月日	報酬比例部分	定額部分
昭和21年4月1日以前	60歳	60歳
昭和21年4月2日～ 昭和23年4月1日	60歳	61歳
昭和23年4月2日～ 昭和25年4月1日	60歳	62歳
昭和25年4月2日～ 昭和27年4月1日	60歳	63歳
昭和27年4月2日～ 昭和29年4月1日	60歳	64歳
昭和29年4月2日～ 昭和33年4月1日	60歳	—
昭和33年4月2日～ 昭和35年4月1日	61歳	—
昭和35年4月2日～ 昭和37年4月1日	62歳	—
昭和37年4月2日～ 昭和39年4月1日	63歳	—
昭和39年4月2日～ 昭和41年4月1日	64歳	—
昭和41年4月2日以降	—	—

特例として、以下のいずれかに該当する者が報酬比例部分の支給開始年齢に達した場合は、定額部分を合わせた特別支給の老齢厚生年金が支給されます。

- 厚生年金被保険者期間が44年以上（資格を喪失している場合に限る）
- 障害状態にあることを申し出ている（資格を喪失している場合に限る）
- 厚生年金被保険者期間のうち坑内員または船員であった期間が15年以上